



## 転入してきた方へ

かわいい小さな命と共によろこぶ野田市へ  
野田市では、「子どもが家族と共に笑顔で暮らせるまち」としてさまざまな子育て支援事業等に取り組んでいます。

### 妊娠されている方

**母子健康手帳**（野田市以外の市町村で母子健康手帳の交付を受けた妊婦）  
今までの「母子健康手帳」はそのまま使えます。  
母子健康手帳の1ページの居住地欄に新しい住所を書き込み、ご利用ください。  
【問合せ】保健センター ☎7125-1188・関宿保健センター ☎7198-5011

### 母子健康手帳別冊（妊婦健康診査受診票・乳児健康診査受診票）の交付

（野田市以外の市町村で妊婦健康診査受診票等の交付を受けた妊婦）  
野田市に転入されたら、早めに下記の窓口までお越しください。他市町村で交付された未使用分の妊婦健康診査受診票・乳児健康診査受診票と、野田市の妊婦健康診査受診票と乳児健康診査受診票（3～6か月・9～11か月）を差し替えます。（前市町村の受診票は使用できません。）  
【持ち物】・母子健康手帳  
・他市町村で交付された未使用分の妊婦健康診査受診票・乳児健康診査受診票  
【問合せ】保健センター ☎7125-1188・関宿保健センター ☎7198-5011

### 手当や助成

#### 児童手当

他の市区町村から転入した方は、転入日の翌日から15日以内に窓口で申請してください。  
詳しくは、手当や助成（P11）をご覧ください。  
【問合せ】児童家庭課 児童給付係 ☎7125-1111

#### 子ども医療費助成の申請

他の市区町村から転入した方は、転入日から1か月以内に窓口で申請してください。  
詳しくは、手当や助成（P11）をご覧ください。  
【問合せ】児童家庭課 児童給付係 ☎7125-1111

### 就学前のお子さまをお持ちの方

#### 乳幼児健診の案内

対象の時期になりましたら、個別に案内を送付します。  
《健康診査年齢》  
・3か月健診（3か月児）  
・1歳6か月健診（1歳6か月児）  
・3歳児健診（3歳6か月児）  
詳しくは、健診の流れ（P17）をご覧ください。  
【問合せ】保健センター ☎7125-1188  
関宿保健センター ☎7198-5011

#### 予防接種の案内

まだ受けていない定期予防接種が残っているときは、母子健康手帳をもってお近くの保健センター（関宿保健センター）にお越しください。  
【持ち物】母子健康手帳  
【問合せ】保健センター ☎7125-1188  
関宿保健センター ☎7198-5011

#### 保育園を希望される方

保育所への入所を希望する方は、市内認可保育所（P25）、認可外保育所（P29）をご覧ください。  
【問合せ】保育課 ☎7125-1111

#### 幼稚園を希望される方

途中での入園を希望する方は、公立幼稚園（P30）、私立幼稚園（P31）、幼稚園類似施設（P32）をご覧ください。入園希望の幼稚園に直接お問い合わせください。  
【問合せ】各幼稚園





小学生・中学生の保護者の方

**転校手続き**

転校手続きに関して、転校の手続き（P61）をご覧ください。  
市内小学校一覧は（P58）・中学校一覧は（P59）に掲載しています。  
詳しくは、お問い合わせください。  
【問合せ】学校教育課 学務係 ☎7125-1111



**学童保育所を希望される方**

学童保育所への入所を希望する方は、市内学童保育所（P33）をご覧ください。  
【問合せ】児童家庭課 子育て支援係 ☎7125-1111

ひとり親家庭に該当する方

**児童扶養手当を受給している方の相談・申請**

前住所地の市区町村で児童扶養手当の住所異動手続きを行い、児童家庭課児童給付係へ児童扶養手当の住所異動届を提出してください。  
※扶養義務者に変更がある場合などは他に手続きが必要となります。  
【問合せ】児童家庭課 児童給付係 ☎7125-1111

**ひとり親家庭等医療費助成を受給していた方の相談・申請**

ひとり親家庭医療費助成を受給している方が住所を移転されたときは、住民票の届出を行った後お届けください。詳しくは、担当の窓口へお問い合わせください。  
【問合せ】児童家庭課 児童給付係 ☎7125-1111

障がいをお持ちのお子さんがあるご家庭

●障がい手帳をお持ちの方

**身体障害者  
保健福祉手帳**

身体障害者手帳をお持ちの方が住所を移転されたときは、お届けください。  
詳しくは、担当の窓口へお問い合わせください。  
【持ち物】  
身体障害者手帳・印鑑等  
【問合せ】  
社会福祉課 障がい者福祉係 ☎7125-1111

**精神障害者  
保健福祉手帳**

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が住所を移転されたときは、お届けください。  
詳しくは、担当の窓口へお問い合わせください。  
【持ち物】  
精神障害者保健福祉手帳・印鑑等  
【問合せ】  
社会福祉課 障がい者福祉係 ☎7125-1111

**療育手帳**

療育手帳をお持ちの方が市外より移転されたときは、新規申請が必要です。  
詳しくは、担当の窓口へお問い合わせください。  
【持ち物】  
療育手帳・印鑑等  
【問合せ】  
社会福祉課 障がい者福祉係 ☎7125-1111

●手当

**特別児童扶養手当を受給している方の相談・申請**

受給資格者の氏名又は住所が変更になった場合、変更後14日以内に届け出ることが必要です。  
詳しくは、担当の窓口へお尋ねください。  
【問合せ】社会福祉課 障がい者福祉係 ☎7125-1111